

いよいよ確定申告 基礎控除額改定など 変更点に注意し、早めに準備しましょう

2月になり、いよいよ確定申告の時期となりました。これから各班・支部で申告学習会・相談会が開かれます。売上・仕入・経費の集計や控除証明書の確認など、申告に向けて早めに準備しましょう。今回の申告での主な変更点等は次の通りです（「自主計算パンフレット」にも記載されているものもあります）。

1. 基礎控除額の改定

基礎控除額は、2019（令和元）年度分までの一律38万円から、2020（令和2）年度分より合計所得金額（収入金額から仕入・経費を差し引いた金額の合計）の区分に応じた額に改定されます。以下の表から自身の基礎控除額を把握しましょう。

合計所得金額の区分	基礎控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円

2. 持続化給付金・家賃支援給付金・県や市町村からの補助金は課税対象

持続化給付金や家賃支援給付金、県や市町村から補助金が給付された場合、所得税申告において課税対象となります。給付された金額は事業収入に算入することになります。白色申告の場合、収支内訳書上では「収入金額」欄の「その他の収入」に当たる収入となります。青色申告の場合は青色申告決算書の「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「雑収入」に給付された金額を記入し、事業収入に算入します。※消費税の申告においては課税対象となりません。

3. 「ひとり親控除」の新設と「専婦控除」の改定

①ひとり親控除（新設）

現に婚姻をしていない人、または配偶者の生死が明らかでない人のうち、次のア～ウの要件にすべて該当する人。婚姻暦や性別にかかわらず、

ア、生計を一にする子（所得48万円以下↓

入では103万円以下）が有る。
イ、合計所得金額が500万円以下である。
ウ、事実上婚姻関係と同様の事情がない。

②専婦控除（改定）

合計所得金額が500万円以下で、次のア、イのいずれかに該当する人。
ア、夫と離婚してから婚姻せず、「子」以外の扶養親族（収入金額103万円以下↓所得金額48万円以下）がある人。

イ、夫と死別してから婚姻していない人や夫の生死が不明である人。

4. 青色申告特別控除について

所得税青色申告決算書において、損益計算書の他に貸借対照表を記入し提出する場合、2019（令和元）年度分までの青色申告特別控除65万円が2020（令和2）年度分より55万円に引き下げられます。e-taxによる申告または電子帳簿保存を行うと、65万円の控除となります。

左記以外の青色申告者は10万円控除となります（従来と変更なし）。

今こそ消費税率引き下げを！

長岡各界連がアオーレ前で訴え

長岡の民主団体で構成し、長岡民商が事務局を務める「消費税をなくす長岡各界連絡会（長岡各界連）」は1月25日（月）、アオーレ前歩道にて、当面の目標である「消費税率5%への引き下げ」を訴える署名・宣伝行いました。コロナ感染拡大によつて景気が悪化している今こそ、減税が必要で。この日の成果は署名7筆、チラシ配布23枚でした。



「消費税は一刻も早く5%に」を歌い、減税を訴える酒井光男副会長（1.25 長岡各界連行動）